令和3年5月20日に避難情報が改正されました

## 警戒レベル 4「避難指示」

## で必ず避難を

これまで避難情報として発出されていた警戒レベル4「避難勧告」 が廃止されました。

避難には 在宅避難 や 知人宅などへの避難 も含まれます。 防災マップなどで付近の安全が確認できている場所の場合は、 必ずしも避難所へ行く必要はありません。

## ◆これまでの避難情報

- 災害発生情報 (災害発生で発令)
- •避難指示(緊急) • 避難勧告
- 避難進備 3 高齢者等避難開始
- 大雨•洪水•高潮 注意報 (気象庁)
- 早期注意情報 (気象庁)

## ▶新たな避難情報

皆さんの命が危険な状態です。

『発令』を待っていてはいけません。

- ~ 警戒レベル4までに避難 ~
- 全員避難をしましょう。
- 3 避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、 すぐに危険な場所から避難しましょう。
- 大雨•洪水•高潮 2 注意報 (気象庁)

早期注意情報 (気象庁)

※令和3年5月11日より新野川が水位周知河川に指定されたことに伴い、 今後は市の避難情報の発令基準なども見直していくこととなりました。